

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 における、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法に関する要求事項について、我が国の金融資産の減損に関する会計基準の開発でどのように取扱うかに関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号は、信用リスクが増大した場合の利息収益の認識について、金融資産の総額での帳簿価額から損失評価引当金を控除した純額に対して実効金利を適用して算定することを要求している。この点に関して、これまでの審議では次の意見が聞かれている。
  - 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識（日本基準の未収利息不計上の取扱いに対応）の取扱いは、日本基準及び米国会計基準の取扱いと異なっており、追加的な論点として取り上げて欲しい（第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催））。

## III. 会計基準の定めの確認

### IFRS 第 9 号における定め

3. IFRS 第 9 号では、信用減損した金融資産の利息収益の算定方法に関して、以下のとおり定めている。
  - 購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産と

なった金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならない（IFRS 第9号第5.4.1項(b)）。

- 購入又は組成した信用減損金融資産については、企業は当初認識時から金融資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用しなければならない（IFRS 第9号第5.4.1項(a)）。
4. IFRS 第9号は、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用しており、信用減損金融資産に係る利息収益については、前項のように損失評価引当金を控除した償却原価に実効金利を適用するとしている。この点について結論の根拠では次のとおり説明している。
- IASB は、金融資産の中には、契約上の利回りを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しなくなるほどに、信用リスクが増大しているものがあることに留意した。したがって、2013年減損公開草案では、金融資産が報告日現在で信用減損している場合には、企業は金利収益の算定の基礎を、金融資産の総額での帳簿価額から翌報告期間の期首現在の償却原価（すなわち、損失評価引当金を控除後の金額）に変更すべきだと提案した（IFRS 第9号BC5.74項）。
5. また、2013年減損公開草案に対する数名のコメント提出者は、信用減損している金融資産についてゼロの金融収益を表示することを支持したが、IASB は当該コメントを採用しなかった。その理由について結論の根拠において次のとおり説明している。
- IASB は、ゼロの金融収益を表示することの利点は運用上の単純さであることに留意した。しかし、IASB は、こうしたアプローチは、期待キャッシュ・フローの現在価値の巻戻しの影響を他の信用損失と混合してしまうことに留意した。IASB の考えでは、ゼロ金利アプローチは金利収益の算定の改善とはならない。経済的リターンを、総額での帳簿価額及び予想信用損失を現在価値で測定するのと整合的な方法で忠実に表現しないことになるからである（IFRS 第9号BC5.79項）。

## 日本基準における定め

### (金融商品会計基準等)

6. 日本基準においては、債権の未収利息に関して金融商品会計基準等<sup>1</sup>において以下の定めが設けられている。
- 債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない（金融商品会計基準（注9））。
  - 未収利息を不計上とする延滞期間は、延滞の継続により未収利息の回収可能性が損なわれたと判断される程度の期間であり、一般には、債務者の状況等に応じて6か月から1年程度が妥当と考えられる。また、利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合にも、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする（金融商品実務指針第119項）。
  - 未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならず、原則として当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理するが、多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができる（金融商品実務指針第119項）。
7. なお、本資料第6項における未収利息を不計上とする取扱いについて、金融機関においては、これまで2019年12月に廃止された金融検査マニュアル<sup>2</sup>に基づく対応

---

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

<sup>2</sup> 2019年12月に廃止された金融検査マニュアルに含まれる「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」においては、「未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。」（自己査定(別表1)1.債権の分類(10)未収利息)とされていた。

がなされていた経緯から、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上とする実務が広く行われているものと考えられる。

#### **IV. ASBJ 事務局の分析**

8. 本論点は、以下のとおり、IFRS 第9号では実効金利法による償却原価を前提とした利息収益の算定と予想信用損失の算定が連携していることから、債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する取扱いと密接に関連していると考えられる。
- IFRS 第9号では、減損規定の対象となる貸付金の貸借対照表価額及び利息収益の認識に関して、常に契約当事者間で授受される手数料及び取引コスト等を反映した、実効金利による償却原価測定が当初及び事後測定において一貫して適用される。
  - 予想信用損失の測定においても、IFRS 第9号は、貸付金の総額の帳簿価額が契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた金額であることと整合させ、回収が見込まれなくなったキャッシュ・フローについても同じ当初の実効金利（又はその近似値）で割り引くこととしている。
  - IFRS 第9号は、信用損失を「契約に従って企業に支払われるすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）を、当初の実効金利で割り引いたもの」と定義している。このようにキャッシュ・フロー不足という点では利息の入金か元本の回収かを区別していないため、仮に報告期間後に約定利息として入金される予定であったキャッシュ・フローの回収が見込まれなくなった場合、報告期間末時点において当該約定利息に相当するキャッシュ・フローの回収不能見込み額についても貨幣の時間価値を反映したうえで予想信用損失に含めて算出する。
  - また、利息収益は、概念的には当該期待キャッシュ・フローの現在価値の巻戻しとして認識されるべきとの考えから、IFRS 第9号は、信用減損した金融資産及び組成又は購入した信用減損金融資産についてはそのような利息収益を認識することを要求している。
9. 一方、日本基準では、元本と利息を区別し、利息収益を元本に対する約定利息の回

収として捉えている。債務者の信用が悪化した場合、元本に対する回収不能見込み額を貸倒引当金として計上しつつ、利息に関しては一定の条件を満たした場合に利息不計上の取扱いがなされている。換言すると、報告期間後に約定利息として入金される予定であったキャッシュ・フローの回収が見込まれなくなった場合、当該キャッシュ・フローの不足は貸倒引当金には含まれず、一定の場合に利息不計上の取扱いにより対応される<sup>3</sup>。

10. 現在進めている金融資産の減損に関する基準開発において、分類及び測定に関する定めは、IFRS 第9号の減損に関連するものであってもこれを変更することを前提にしていないが、第184回金融商品専門委員会(2022年7月25日開催)及び第484回企業会計基準委員会(2022年8月1日開催)における「貨幣の時間価値の考慮」と同様に、IFRS 第9号の債権の測定(実効金利法による償却原価測定)に関する取扱いとセットで検討する必要があると考えられる。
11. 具体的には、信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法に関するIFRS第9号の定めを取り入れ方については、以下の2つの案が考えられる。
  - (案1) 分類及び測定において実効金利法を採用するのと合わせて、IFRS 第9号の規定を取り入れる。
  - (案2) 分類及び測定に関する定めは変更せず、未収利息不計上の取扱いを維持する。
12. 前項の(案1)の方法によれば、国際的にIFRS 第9号と整合的な会計基準と認められることが考えられるが、測定方法の変更により実務負担やシステムコストが生じる可能性がある。
13. 一方、(案2)の方法によれば、測定方法の変更を伴わず、その点に係る実務負担は発生しないものの、利息収益に関して当該金融資産に係る経済的な利回り又は実効リターンを表すことができず、国際的にIFRS 第9号と整合的な会計基準と認められない可能性があると考えられる。

---

<sup>3</sup> 貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定に際してキャッシュ・フロー見積法(回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行ったうえで、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法。)を採用する場合には、元本のみでなく利息を含めたキャッシュ・フロー不足額をもとに、時間価値を考慮して回収不能見込み額を算出の上、貸倒引当金が計上される(金融商品実務指針第113項(2))。

### 実務上の困難さに関する分析

14. 信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損金融資産を除く。）について、本資料第3項でお示した利息収益を算出するために必要なデータとしては、以下が考えられる。
  - ① 信用減損金融資産について、金融資産の総額での帳簿価額から損失評価引当金を控除した純額
  - ② 実効金利（近似値を含む）
15. 前項①については、金融機関は、通常、信用減損金融資産については損失評価引当金を個別管理しているため、算出可能と思われる。また、前項②に関しては IFRS 第9号の債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する取扱いとセットで検討する必要があるが、仮に実効金利法による償却原価測定を採用した場合には保持しているデータであると考えられる。
16. 利息収益の算出は、本資料の第14項①のデータを、個別の金融資産ごとに、あるいはポートフォリオ単位で集計し、これに第14項②に掲げたデータを乗じることによりなされると考えられる。この利息収益の算出作業に関して、金利のデータを保有するシステムと予想信用損失に係るデータを保有するシステムは、通常、異なると考えられるため、仮にシステムで保持する情報を紐付けて計算する場合にはプログラム変更を必要とする可能性があり、その場合には一定の実務上の負担が生じると考えられる。
17. このように、利息収益の認識に関する IFRS 基準の定めを適用することによる負担は一定程度生じるものの、データを保持していると考えられることから、ステップ2の対象とする金融機関の状況によっては必ずしも実務上困難という程ではないと考えられる。

### 国際的な比較可能性の観点からの検討

18. IASB は、2009年公開草案で提案していた金融商品に係る実効金利を算出する際に信用損失の当初の予想を考慮するモデルを棄却し、IFRS 第9号は金利収益の認識と予想信用損失の認識を別々に考慮するデカップル・アプローチを前提として、債権の実効金利による償却原価、信用減損金融資産に関する利息計上（損失評価引当金控除後の償却原価に実効金利を適用）、及び予想信用損失の計上が組み合わせられている。
19. このため、信用減損金融資産に関する利息計上について、IFRS 第9号と異なる方法

を採用した場合には、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすとはいえないと考えられる。

## V. ASBJ 事務局の提案

20. 上述のとおり、本論点は分類及び測定において実効金利法による償却原価測定を採用するかどうかに関わるため、第184回金融商品専門委員会（2022年7月25日開催）及び第484回企業会計基準委員会（2022年8月1日開催）において審議した「貨幣の時間価値の考慮」とあわせて引き続き検討することとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 20 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上